

令和 8 年度

居宅訪問型保育事業者のための集団指導



守谷市こども未来部 すくすく保育課

目次

1. 立入調査・集団指導の目的
2. 集団指導の内容
3. 「認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付
4. 書面講習 認可外保育施設指導監督基準について
5. 各種届出・報告について

立入調査・集団指導の目的

立入調査について

- 児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- 認可外保育施設については、年1回以上の実施を原則
- 「認可外保育施設指導監督基準」及びその他法令等を遵守した保育を行っているか
についての確認

集団指導について

- 児童福祉法第6条の3第11項に規定する施設「居宅訪問型保育事業者」については、児童福祉法に基づき立入調査に代えて、講習等の方法により『集団指導』の実施対応も可能。

集団指導の内容

守谷市の「集団指導」

守谷市では、集団指導を「①講習指導」と「②書面審査」により実施します。

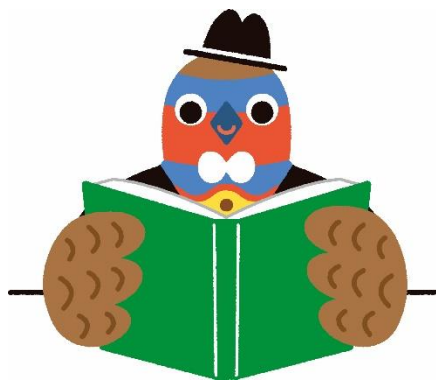
- ①講習指導 遵守すべき「認可外保育施設指導監督基準」及びその他法令等について、書面講習を行います。（本資料 p.6～p.35）
- ②書面審査 自主点検表をご提出いただき、「認可外保育施設指導監督基準」を遵守した運営ができているか審査を行います。

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付

守谷市では「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていることを確認した事業者に対し「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付しています。

- 既に「証明書」が交付されている居宅訪問型保育事業者は、年に一度の集団指導において、基準の遵守状況を再審査します。その際、基準を満たしていない事業者に対しては指導を行い、基準を満たすための改善を求めます。指定する期日までに改善されない場合、「証明書」の返還を求めます。（指導事項の改善が確認でき次第、「証明書」の再交付となります。）
- 幼児教育・保育の無償化の対象として事業を行うためには、「証明書」の交付が必要です。
※「証明書」の交付がない期間は、無償化の対象外となります。

認可外保育施設指導監督基準



指導監督基準1 保育に従事する者の数及び資格

1 保育に従事する者の数

➤ 原則として、保育に従事する者1人に対し、乳幼児1人であること。

* 保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。

指導監督基準1 保育に従事する者の数及び資格

2 保育に従事する者の資格

- 保育に従事する全ての者が、有資格者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

* 有資格者 ⇒ 保育士または看護師

* 都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者
⇒以下のいずれかを修了し、修了証の交付を受けているもの

- ①子育て支援員研修（地域保育コース）
- ②全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- ③指定保育士養成施設が実施する、全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

指導監督基準1 保育に従事する者の数及び資格

3 保育士の名称について

- 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならない。
 - * 保育士とは、保育士登録により保育士証の交付を受けているものを指します。
保母(保父)資格証明書では、保育士としての業務は行えないので、ご注意ください。
 - * 保育士登録後、氏名等の変更事項が生じた場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

指導監督基準 2 保育室等の構造、設備及び面積

事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼

- 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画
⇒評価対象外

- 保育の実施に必要な備品を備えるよう保護者に協力を求めること。

* 玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について、保護者に協力を求める必要があります。

指導監督基準 3 非常災害に対する措置／

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

防災上の必要な措置の実施

- 地震や火災等の災害発生時における対処方法を、あらかじめ検討し実施すること。
 - * 訪問先の避難経路や消火用具等の場所について、事前に確認することが必要です。
高層マンションなどの場合の避難の仕方、乳児を連れての避難に必要な物についても、あらかじめ確認・準備をしましょう。

指導監督基準5 保育の内容

1 保育の内容

- 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われていること。

以下の事項について理解し、これに配慮した保育をすることが必要です。

- (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項
- (2) 乳幼児への養護的な関わりに関する事項
(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)
- (3) 子どもの遊び等に関する事項
- (4) 保育の実施に関して留意すべき事項

次ページ以降、各項目について説明します。

指導監督基準5 保育の内容

1 保育の内容

(1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項

➤ 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

＊乳幼児の心身の発達状況に対応した適切な関わりは、乳幼児の健全な発育・発達にとって不可欠であることを理解することが必要です。

指導監督基準5 保育の内容

1 保育の内容

(2)乳幼児への養護的な関わりに関する事項

- 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

* 乳幼児の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定・実施することが必要です。

* 必要に応じて入浴させたり、身体を拭くなどして児童の清潔さを保つことが必要です。

指導監督基準5 保育の内容

1 保育の内容

(3)子どもの遊び等に関する事項

- 乳幼児に対し漠然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

＊一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることが重要です。

指導監督基準5 保育の内容

1 保育の内容

(4)保育の実施に関して留意すべき事項

- 保育に必要な玩具等必要な備品について、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

＊訪問先に用意されているおもちゃ等を利用する際には、必ず事業者によりその安全性（破損の有無や乳幼児に適切なものであるか）を確認することが必要です。

指導監督基準5 保育の内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上

- 乳幼児の最善の利益を尊重し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
 - * 保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解し、十分な取組を行っていることが必要です。
- 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
 - * 保育従事者の質の向上が図られる体制（定期的な研修の受講）に努めることが必要です。

指導監督基準5 保育の内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(2)乳幼児の人権に対する十分な配慮

- 乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分に配慮すること。

* 日々の保育が乳幼児の人権を尊重したものになっているか定期的に振り返ることが重要です。振り返る際は、こども家庭庁『保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン』や全国保育士会『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト』～「子どもを尊重する保育」のために～等をご活用ください。

指導監督基準5 保育の内容

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(3)児童相談所等の専門的機関との連携

- 利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合は、児童相談所等の専門的機関へ通告すること。

* 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合や社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関への適切な連絡に努めること。

指導監督基準5 保育の内容

3 保護者との連絡等

(1)保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

- 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて、保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であること。

＊連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を連絡し合うことが必要です。

(2)保護者との緊急時の連絡体制

- 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう、緊急連絡先を把握すること。

＊かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。

指導監督基準6 給食

1 衛生管理の状況

- 食事の提供や調乳を行う場合には、食器類やふきん、哺乳ビンなどの衛生面等、必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。

【具体的な配慮】

- * 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
- * ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
- * 哺乳ビンは使用することによく洗い、滅菌すること。
- * 食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育従事者の間で共用しないこと。
- * 原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用のうえ、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。

指導監督基準6 給食

2 食事内容等の状況

- 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。
 - * 事前に乳幼児の食事に関する情報（咀嚼やくや嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や、当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものの除去及び配慮を行うこと。
 - * 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うこと。
 - * 離乳食を摂取する時期の乳児についても、食後の状況に注意を払うこと。
 - * アレルギー疾患等を有する子どもについては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

指導監督基準7 健康管理・安全確保

1 乳幼児の健康状態の観察

- 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態を観察すること。
 - * 預かりの際、健康状態の観察（体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等）を行うこと。また、保護者からの乳幼児の報告を受けること。
 - * 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察を行うこと。また、保護者へ乳幼児の状態を報告すること。

指導監督基準7 健康管理・安全確保

2 職員の健康診断

- 職員の健康診断を1年に1回実施すること。
- 調理、調乳に携わる職員は、おおむね月に1回の検便を実施すること。
 - * 食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じて、検便を実施する。
 - * 乳児の預かりを可能としている事業者は、調乳実施の可能性があることから、おおむね月に1回検便を実施し、その検査結果を確認のうえ、調乳を実施すること。

指導監督基準7 健康管理・安全確保

3 感染症への対応

➤ 感染予防のための対策を行うこと。

* 乳幼児の居宅にて保育を行うことを踏まえ、乳幼児と保育従事者の間での感染の防止を念頭に置くこと。

* 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を講じること。

指導監督基準7 健康管理・安全確保

4 乳幼児突然死症候群に対する注意

- 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
 - * 0歳児は5分毎、1～2歳児は10分毎、3歳児以上は15分毎を推奨。
- 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
 - * 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群(SIDS)のほか、窒息の防止にも有効ですが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は、保護者への確認と乳幼児に対する注意に努める必要があります。
- 保育中は禁煙を厳守すること。

指導監督基準7 健康管理・安全確保

5 安全確保

(1) 「安全計画」を策定すること。

- 「安全計画」とは
施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画のことを指します。
- * 「安全計画」には、上記の項目を全て記載することが必要です。
また、「安全計画」は、定期的にその内容を見直し、必要に応じて修正を行うことが求められます。

指導監督基準7 健康管理・安全確保

5 安全確保

(2) 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知すること。

➤ 保護者へ周知する取組内容例

- ・ 保育を始める前の玩具や遊具、室内外の安全点検
- ・ 避難経路や消火器具等の確認
- ・ 緊急時(事故や災害等)、保護者と連絡を取るための緊急連絡先の確認
- ・ 救命救急講習(実技講習)の定期的受講
- ・ 保育の専門性向上のための「研修受講計画」の作成
- ・ 「ヒヤリ・ハット」時、事故防止の再確認や取組
- ・ 事故防止に関するマニュアル
- ・ 乳幼児の移動のために自動車を利用する場合、乗降車の際の所在確認方法

指導監督基準7 健康管理・安全確保

5 安全確保

(3) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的を実施すること。

➤ 定期的の実技講習を受講すること。

* 乳幼児の心肺蘇生法等について、定期的の実技講習を受講することが必要です。

指導監督基準7 健康管理・安全確保

5 安全確保

(4) 賠償責任保険等に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

* 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えること。
加入している保険の内容について理解し、万が一の事故の際に行うべき手続きや手順について、日頃から確認しておきましょう。

指導監督基準7 健康管理・安全確保

5 安全確保

(5) 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事に報告すること。（原則事故当日）

- 死亡事故や治癒に30日以上かかる怪我等が発生した場合、国の通知※に基づき、原則、事故当日に守谷市へ報告(第1報)後、所定の様式での報告(第2報)が必要です。

※「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和8年3月30日付けこ成安第45号、7教参学第52号）

(6)事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

事故発生時には、乳幼児の救命処置が最優先であるとともに、事故に至った経緯や状況、事故への処置についての詳細な記録が必要です。

(7)死亡事故等の重大事故が発生した場合、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

指導監督基準8 利用者への情報提供

1 提供するサービスに関する内容の提示

➤ 利用者に対し、サービス内容に関する必要な項目を書面等により提示しなければならない。

【掲示が必要な項目】

- ① 設置者の氏名 ② 事業の名称所在地 ③ 事業を開始した年月日 ④ 保育提供可能時間
- ⑤ サービスの内容、利用料。変更があった場合の内容及び理由 ⑥ 利用定員 ⑦ 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況
- ⑧ 設置者の研修の受講状況 ⑨ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑩ (提携している場合は)提携している医療機関の名称所在地及び提携内容 ⑪ 緊急時における対応方法
- ⑫ 非常災害対策 ⑬ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑭ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

指導監督基準8 利用者への情報提供

2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

- 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならない。

【書面交付が必要な項目】

- ① 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ② 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③ 事業所の名称及び所在地 ④ 事業所の管理者の氏名 ⑤ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦ （提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑧利用者からの苦情を受け付ける連絡先

指導監督基準8 利用者への情報提供

3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明

- 利用者予定者から申込があった場合には、当該事業で提供されるサービスを利用するための契約内容等について説明を行うこと。

* 利用金額や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解(同意)を得たうえで、サービスの提供(契約)を行いましょう。

指導監督基準9 備える帳簿等

利用乳幼児に関する書類等の整備

- 利用乳幼児の状況を明らかにする書類等を整備しておかなければならない。
- * 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類を備えておく必要があります。

各種届出・報告について



各種届出・報告について

認可外保育施設事業内容等変更届

- 次の事項に変更があった場合、変更があった日から1か月以内に届出が必要です。
(児童福祉法第59条の2第2項)

【変更届が必要な事項】

- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 届出対象施設でなくなったとき

【提出先】

守谷市役所すくすく保育課 施設運営グループ

各種届出・報告について

認可外保育施設休止・廃止届出書

- 事業を休止または廃止した場合、休止または廃止した日から1か月以内に届出が必要です。
(児童福祉法第59条の2第2項)

【提出先】

守谷市役所すくすく保育課 施設運営グループ

各種届出・報告について

運営状況報告

- 施設の運営状況については、年に1回以上、文書により報告することが求められています。
(児童福祉法第59条の2の5第1項)

* 茨城県では、10月1日現在の運営状況を報告することとなっています。
報告時期になりましたら、市から報告依頼の通知を送付いたしますので、
期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

【提出先】

守谷市役所すくすく保育課 施設運営グループ